個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
実施機関の名称	町長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法等に基づく証明発行、戸籍の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 国・本籍、2 筆頭者、3 編製日、4 改製日、5 改製事由、6 名、7 生年月日、8 配偶者区分、9 父、10 母、11 続柄、12 養 父、13 養母、14 身分事項、15 後見・保佐、16 犯歴	
記録範囲	東郷町に本籍を有する者、有していた者、東郷町に戸籍の届出を した者	
記録情報の収集方法	本人からの届出、他市町村からの届書の送付、法務局からの通 知、裁判所からの通知、地方検察庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 住民課 (所在地) 東郷町大字春木字羽根穴1番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	戸籍の違法又は無効な行為の記載に関し、戸籍法(昭和22年法律 第224号)第113条及び114条の規定に基づき訂正を申請すること ができる。	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 法令第21条第7項に該当する ファイル ☑有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報である旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない	
備 考		